

佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付要綱

令和3年10月8日
佐井村告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少し、事業活動に支障が生じている村内で事業を営む事業者に対して、事業の維持又は継続のための緊急支援として、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、佐井村補助金等の交付に関する規則（昭和54年佐井村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象業種)

第2条 支援金の交付の対象となる業種（以下「支援対象業種」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。次号から第3号までにおいて「産業分類」という。）大分類H－運輸業、郵便業に該当する業種のうち中分類－45水運業に該当する業種
- (2) 産業分類I－卸売業・小売業に該当する業種のうち中分類－56各種商品小売業、58飲食料品小売業、60その他の小売業に該当する業種
- (3) 産業分類M－宿泊業、飲食サービス業に該当する業種のうち中分類－75宿泊業、76飲食店に該当する業種
- (4) 前各号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが著しく減少し、村長が特に必要と認められる業種

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又は個人事業者で、本店又は主たる事業所の所在地が村内にあるもののうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和2年12月31日以前から支援対象業種を主たるものとして営んで事業収入を得て、申請日時点においても営業を継続しており、かつ、支援金の受領後も営業を継続する意思があること。
- (2) 次に掲げる村税等（村外に住所を有する個人事業者の場合は、住所を有する市町村が賦課する税等を含む。）の滞納がないこと（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く。）。
 - ア 中小企業者又は小規模企業者である場合には、支援対象者に課税されている法人村民税、固定資産税及び軽自動車税
 - イ 個人事業者である場合には、支援対象者に課税されている村県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税
- (3) 佐井村暴力団排除条例（平成23年佐井村条例第24号）第2条に規定する暴力団、

暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者の該当者でないこと。

(4) 支援金を交付することが適当でないとして村長が判断する者でないこと。

2 新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、令和2年分の売上高等（ただし、佐井村が令和2年度に実施した佐井村新しい生活様式対応観光・宿泊・飲食等事業継続補助金を売上高に計上している場合は、交付を受けたその額を除く。）と令和元年分と比較して30%以上減少していること。

(支援金の用途)

第4条 支援金の用途は、人件費、家賃、光熱水費、仕入れに係る費用その他事業の維持又は継続に要する費用とする。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、第3条第2項に規定する売上減少額に2分の1を乗じて得た額で、法人は60万円、個人は30万円を上限とし、その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 同意書兼誓約書（様式第1号 別紙1）
- (2) 令和元年分の確定申告書類の控え等の写し
- (3) 令和2年分の確定申告書類の控え等の写し
- (4) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (5) 申請者本人の身分証明書の写し
- (6) 令和2年度の納税証明書（村外に住所を有する個人事業者に限る）
- (7) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による支援金の交付申請は、1事業者1回限りとする。ただし、同一事業者が複数の事業所又は店舗を有する場合には、それぞれの事業所又は店舗で確定申告等を行っており、経理の区別が明確である場合に限り、それぞれで申請することができるものとする。

3 第1項の規定による申請は、令和4年1月31日までにを行うものとする。ただし、村長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(支援金の交付決定)

第7条 村長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付決定通知書（様式第2号）により、交付すべき支援金の額を通知し、支援金を申請者に交付するものとする。

3 村長は、第1項の規定により支援金を交付しないことを決定したときは、佐井村飲食・

観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付申請却下通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

4 支援金は、口座振込により交付する。

（交付決定の取消し等）

第8条 村長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、返還を求めることができる。

- （1）この要綱に違反したとき。
- （2）虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- （3）その他村長が不相当と認めたとき。

2 村長は、第1項の規定により支援金の交付を取り消した場合は、佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付決定取消通知書（様式第4号）を支援対象者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 村長は、支援金の交付の決定を取り消した場合においては、支援対象者に対し、佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金返還命令書（様式第5号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

佐井村長 様

(申請者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑤
電 話 番 号 ()

佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書

佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付要綱に基づく支援金の交付を受けたいので、同要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請し、請求します。

記

1 申請内容

開 業 年 月 日	S ・ H ・ R 年 月
事業所等の所在地	佐井村大字
事 業 の 業 種	<input type="checkbox"/> 水運業 <input type="checkbox"/> 各種商品小売業 <input type="checkbox"/> 飲食料品小売業 <input type="checkbox"/> その他の小売業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> その他
令和2年売上額	円 (税抜)
令和元年売上額	円 (税抜)
減 少 額	円 減 少 率 %
交 付 申 請 額 (請 求 額)	円 (減少額×1/2) ※千円未満切捨て 上限額：法人60万円、個人30万円

2 支援金振込先口座

金 融 機 関		支 店 名	
預金口座種類	普通 当座 その他	口 座 番 号	
フリガナ			
口座名義人			

添付書類（以下の全ての書類を添付（□に✓を記入）の上、申請してください。）

- 令和元年分の所得税確定申告書類又は村民税県民税申告書の控え等の写し
- 令和2年分の所得税確定申告書類又は村民税県民税申告書の控え等の写し
- 申請者本人名義（法人の場合は代表者）の振込先口座の通帳の表紙及び1、2ページ目の写し
- 申請者本人（法人の場合は代表者）の身分証明書（表面及び裏面）の写し
（例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- 村外に住所を有する個人事業者の場合は、住所を有する市町村が発行する令和2年度の納税証明書

※添付書類に不備や誤り等があった場合は、支援金の交付に時間がかかる場合があります。

同意書兼誓約書

年 月 日

佐井村長 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金の申請にあたり、下記の事項について同意及び誓約します。

なお、下記の事項に偽りがあることが判明した場合には、交付決定の取り消しに同意し、交付された支援金がある場合は返還することを誓約します。

記

【同意事項】

申請書の審査にあたって、村が村税等の納付状況を調査する。

(確認税目)

個人村民税、法人村民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税及び国民健康保険税

【誓約事項】

佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付要綱第3条に規定する支援対象者の要件を全て満たしている。

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

佐井村長

㊟

佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記の支援金について、佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 振込予定日 年 月 日

（申請者名） 様

佐井村長

㊟

佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付申請却下通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の支援金については、審査の結果、交付しないことと決定しましたので、佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 事業者等の名称
- 2 不交付の理由

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

佐井村長

㊟

佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付決定取消通知書

年 月 日付けで 第 号で交付決定した佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金について、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 事業者等の名称
- 2 交 付 決 定 額
- 3 交付決定取消額
- 4 取 消 理 由

円

円

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

佐井村長 ㊟

佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金返還命令書

年 月 日付け 第 号で金額の確定した（交付決定を取り消した）支援金
については、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 事業所等の名称

2 返 還 額 円

3 返 還 期 限 年 月 日

4 返 還 理 由